



令和4年10月27日京都市建設局

「担当:建設企画部監理検査課) 、電話:222-3548

建設局における「複数件一括工事」の見直しについて

建設局では、同一箇所での工事を複数件に分け、それを一括し「複数件一括工事」として発注してきました。

この度、これを廃止し、令和5年1月以降は1件の工事とすることとし、これに併せて「土木請負工事監督・検査諸規程」を改定しますのでお知らせします。

1 イメージ

これまで「複数件一括工事」として発注を行ってきましたが、1件の工事として取り扱います。

【現状】

3件一括契約(設計図書3つ)

- ① 舗装道補修(●●●通)工事
- ② 路面復旧(●●●通)工事
- ③ 歩道整備(●●●通)工事

【変更】

一契約(設計図書1つ)

① 舗装道補修(●●●通)工事

(内訳書1) 舗装道補修

(内訳書2) 路面復旧

(内訳書3) 歩道整備

2 見直し概要

- (1) <u>設計図書は1つ(予算種別ごとに設計内訳書を作成)</u>とし、工事名、工事場所、工期等も1つとします。
- (2) 設計図書に示す設計内訳書において、<u>工期末に先立って一部の構造物等を完了する</u> <u>必要がある場合は、特記仕様書に引渡日を明記</u>し、引渡日までに既済部分検査(部分引渡し)を行います。
- (3) <u>工事書類は、1件の工事</u>として取り扱います。ただし、出来高図書等、一部の工事 書類は、設計内訳書ごとに整理することとします。
- (4) **工事成績評定点は1件の工事として評価**を行います。併せて、「土木請負工事監督・検査諸規程」(令和5年1月:施行)の改定を行い、既済部分検査(部分引渡し)を実施した場合、既済部分検査(部分引渡し)評定点と完成検査評定点の配分を加重平均化に変更します。

4 見直し時期

令和5年1月以降に契約する工事から見直しを行います。

5 備 考

比較的施工場所が近い建設局や他局発注の工事・業務委託(単価契約を含む)を入 札等の都合により、一括して入札・契約する取扱い(経費調整なし)は継続します。